

一般不妊治療費助成制度

雲南市では、不妊治療を受けようとするご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として一般不妊治療（“タイミング法”“ホルモン療法”“人工授精”など）にかかる費用を一部助成する事業を行っています。

制度について

対象者

次の要件をすべて満たす夫婦

- 法律上の婚姻関係（事実婚含む）であって、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有していること
- 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- 産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた者であること
- 市税を滞納していないこと

助成内容

一般不妊治療費のうち、1年間につき**1.5万円**を上限とします。

ただし、医療保険各法に基づく保険者または共済組合の規約等により、その不妊治療に要する費用に対し、給付が行われる場合はその額を控除した額です。

（※確定申告の際には、助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。）

助成期間

一般不妊治療を受けた日（医療機関証明書の初回受診日）から3年間とします。

この制度による助成を受けた方が妊娠し、その後再び一般不妊治療を受けられる場合は、そこから再び3年間を助成期間とします。

申請方法

1年間の申請については1年間終了後その終了日の属する年度内とします。

例：一般不妊治療初回受診日が令和3年4月20日の場合

	助成対象となる治療・検査費	申請の締切日
1年目	令和3年4月20日から令和4年4月19日分まで	令和5年3月31日
2年目	令和4年4月20日から令和5年4月19日分まで	令和6年3月31日
3年目	令和5年4月20日から令和6年4月19日分まで	令和7年3月31日

下記のものを、市役所こども家庭支援課まで持参または郵送してください。

- ① 一般不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 一般不妊治療医師証明書（様式第2号）（初回のみ）
- ③ 婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍抄本等）（初回のみ）
- ④ 不妊治療に要した費用の領収書及び明細書
- ⑤ 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）（事実婚関係にある方）
- ⑥ 島根県が発行した島根県男性不妊検査費助成事業承認決定通知書の写し（島根県男性不妊検査費助成事業対象の方）
- ⑦ 高額療養費の支給額の方かるもの（高額療養費のある方）
- ⑧ 医療保険を確認できるもの

※①②については様式がホームページ、市役所にあります。まずは一度お問い合わせください。

～お問い合わせ・申請窓口～

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 雲南市役所こども家庭支援課

電話：0854-40-1047 E-mail：kodomokateishien.@city.unnan.shimane.jp